

金のCFD取引にご注意

米国大手証券会社の経営破綻等をきっかけにした金相場の高騰を背景に、金を投資対象とした差金決済取引(CFD取引)に関する相談が寄せられています。

この取引は、実際に金を保有せずに、売り買いが終了した時点でその差額のみをやりとりするもので、預けた証拠金の数十倍の取引が可能です。

CFD取引は消費者と業者との相対取引のため、消費者の利益は業者の損失となることから、悪質な業者は消費者に有利な場面では解約に応じず、取引を継続させようとしています。また、消費者の損失が大きくなると追加の証拠金を要求し取引を継続させようとしています。

CFD取引は仕組みが複雑で理解しにくく、リスクが大きい取引です。取引する際には信頼できる人に相談するなど十分注意することが大切です。



相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月～金、9時～17時)